

電子通関システム「緑の回廊」の導入

1. 目的・背景

- 近年、アゼルバイジャン政府は、汚職撲滅及びインフォーマルエコノミーの縮小を目指して改革を推進。政府は、その一環として、行政手続を単一窓口化したASANセンター等の設立による行政手続の透明化（電子政府化）や、徴税及び税関手続の電子化を進めている。
- 2016年3月4日付の「通関手続制度の改革」に関する大統領令に、通関手続の迅速化・簡素化、汚職撲滅、密輸防止などを目的とし、電子通関システム「緑の回廊」（“Green Corridor”）の導入が盛り込まれた。更に、同年5月21日付の大統領令に従い「緑の回廊」などに関する規定（“Rules for use of The Green Corridor and other border crossing systems for transportation of goods and vehicles through the customs border”）が承認。
- 国家税関委員会（State Customs Committee）が主管官庁となり、2019年2月より同システムの運用が開始。

2. 利用登録

輸出入業者は国家税関委員会への電子申請・審査（約1ヶ月）後、電子通関システム「緑の回廊」の利用が可能となる。

- ・ 「緑の回廊」輸出登録企業リスト（218社）
<https://customs.gov.az/arxiv/export.pdf>（国家税関委員会）
- ・ 「緑の回廊」輸入登録企業リスト（380社）
<https://customs.gov.az/arxiv/import.pdf>（国家税関委員会）

3. 運用実績

- 2019年に530社が同システムに登録。
- 2019年の運用実績は取引高80億ドル（輸出全体の27%，輸入全体の25%，農産品・食料品輸出の62.5%，農産品・食料品輸入の55%，非石油製品取引の50%に相当）。

4. 制度の概要

輸出入業者は、輸出入手続きとして国家税関委員会に事前電子申告を行う。電子情報システムによって、貨物・申告者のリスク査定が実施され、その結果に応じて貨物は「緑」，「青」，「黄」，「赤」の4種類（色）の審査区分に振り分けられる。この色により、通関に必要な手続・所要時間が異なり、「緑」が最短で最も簡素な手続きで、貨物の目視検査等が免除される。

（参考：<https://customs.gov.az/en/sahibkarlar-ucun/green-corridor/>）

【各審査区分の特徴】

- 緑（Green Corridor）：貨物検査の免除
- 青（Blue Corridor）：貨物検査有り
- 黄（Yellow Corridor）：貨物検査に加えて、食品の安全証明書等の提出が必要
- 赤（Red Corridor）：貨物検査有，貨物の数量・品質，価格確認等が必要